

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 贈与税の申告

Q：私は、叔父から不動産の贈与を受けました。贈与税の申告が必要だと思うのですが、贈与税についてはよくわかりません。

そこで、贈与税の申告手続きについて教えてください。

A：翌年2月1日から3月15日までの間に、申告書を提出しなければなりません。

### 【解説】

贈与とは、“財産をタダであげましょう” “もらいましょう”という贈与者と受贈者の意思表示により成立する契約ですが、贈与税は受贈者、つまり財産をタダでもらった人にかかる税金です。

1年間に個人からもらった財産の価額の合計額が60万円を超える人は、贈与税の申告と納税が必要となります。

申告と納税は、贈与のあった年の翌年2月1日から3月15日までの間にしなければなりません。申告書の提出先は、その申告書を提出する時点におけるその人の住所地の所轄税務署となっています。

贈与税の申告期限までに申告書の提出がない場合には、税務署は税額の決定権をもっています。しかし、申告期限後でも税務署からの決定通知があるまでは、いつでも申告書を提出することができます。これを期限後申告といいます。この期限後申告をした場合には、原則として無申告加算税が課税されます。

